

福井県下水道協会  
下水道排水設備工事責任技術者資格認定等に関する規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福井県下水道協会（以下「協会」という。）において、下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定のための試験、責任技術者の登録及び更新を統一的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条に定める下水道事業を実施する市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は、当該公営企業管理者）をいう。
- (2) 条例等 市町等ごとに定められている下水道事業の実施に関する条例、規則、規程等をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第 10 条第 1 項に規定する排水設備の工事をいう。
- (4) 責任技術者 福井県下水道協会会長（以下「会長」という。）が、この規程に基づく排水設備工事の設計、施工等に関する試験を実施し、合格者として、認定し、本協会に登録した者をいう。
- (5) 指定工事店 下水道管理者が、条例等に基づき排水設備工事の施工を認め、指定した排水設備工事業者をいう。

第 2 章 責任技術者の試験

(試験の実施及び実施機関)

第 3 条 会長は、責任技術者の資格の認定を行うため、下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）を行う。

2 試験の実施機関は、本協会とする。

(試験の回数及び実施期日)

第 4 条 試験は 2 年に 1 回、会長が定めた日に実施する。

(試験運営委員会の設置)

第 5 条 会長は試験の円滑な実施を図るため、本協会内に試験運営委員会を設置する。

2 試験運営委員会の構成、業務、運営等については別に定める。

(試験の受験資格)

第6条 試験を受けることのできる者は、試験実施年度において年齢が満20歳以上の者で、排水設備工事の設計又は施工に関し、試験申込日において、2年以上の実務経験を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(2) 第9条または第17条の規定により試験の合格または責任技術者としての登録を取り消され、受験申込み日において2年を経過していない者。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

(試験の受験申込み)

第7条 試験を受けようとする者は、会長が定める期間内に、下水道排水設備工事責任技術者試験受験申込書(以下「受験申込書」という。)を所属しようとする指定工事店を指定又は、指定しようとする市町等又は、居住する指定市町等(以下「指定市町等」という。)に提出しなければならない。

2 指定市町等は、受験申込書の提出を受けた場合は、第6条に規定する受験資格を確認の上、当該受験申込書等を取りまとめ、会長が定める期日までに、会長に送付する。

3 会長は、受験申込書の送付を受けた場合は、速やかに、試験の受験申込者に受験票を送付する。

(合格証の交付)

第8条 会長は、試験の合格者(以下「合格者」という。)に対し、指定市町等を経由して合格証を交付すると共に、合格者名簿を作成し、指定市町等に通知する。

(試験の合格の取消し)

第9条 会長は、合格者が次の各号の一に該当することが判明したときは、試験の合格を取消さなければならない。

(1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。

(2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

2 会長は、責任技術者としての適格性に欠けると判明したときは、試験の合格を取消することができる。

3 前各号により、試験の合格を取消したときは、その都度、その旨を当該合格者に指定市町等を経由して通知すると共に、速やかに合格証を指定市町等経由で返還させる。

4 前項の規定により試験の合格の取消しを通知された者は、その措置について異議がある場合は、当該通知を受理した日以後、2週間以内に異議の申立を行うことができる。

5 会長は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、試験運営委員会に諮り対応を決定し、その結果を申立人に通知しなければならない。

(試験の免除)

第10条 次の各号の一に該当する者は、第6条の規定にかかわらず試験を免除することができる。

(1) 下水道技術に関する国家試験（建設業法の規定に基づく管工事施工管理に関する1級の技術検定）に合格し、その資格を有する者。

(2) 市町等の職員として、受験申込日において10年以上、下水道等に関する技術的な実務に従事した経験を有する者。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、下水道排水設備工事責任技術者試験免除申請書を指定市町等を経由して、会長に提出しなければならない。

3 会長は、免除申請のあった者を適当と認めた場合、第8条の規定に基づく者と同じ取扱いを行う。

4 免除が適当と認められた者は、本協会が開催する資格試験講習会（以下「講習会」という。）を必ず受講しなければならない。

(受験講習の実施)

第11条 会長は、必要に応じ、試験を希望する者を対象に講習会を開催することができる。

### 第3章 責任技術者の登録

(登録)

第12条 合格者は、指定市町等を経由して会長の定める日までに、下水道排水設備工事責任技術者登録申請書（以下「登録申請書」という。）に写真2枚及び住民票を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた指定市町等は、書類を審査の上、登録者名簿を作成し、会長に送付する。

3 会長は、指定市町等より登録申請書を受理したときは、責任技術者台帳にこれを登録する。

4 合格者が、第1項の期日までに申請をしないときは、登録する資格を失う。ただし、特別の事情により申請できない場合は、指定市町等を経由して、登録できない理由を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

5 会長は、前項の届出があった場合、当該下水道管理者の意見を聞き、適当と認めるときは、その登録申請期間を1年以内に限り延長することができる。

(登録の有効期間)

第13条 登録の有効期間は、合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。

(責任技術者証)

- 第14条 会長は、責任技術者の登録を行ったときは、その者に対し下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付する。
- 2 前項の責任技術者証の交付は、会長が責任技術者証及び登録者名簿を指定市町等に送付し、指定市町等から当該責任技術者に交付する方法により行う。
- 3 責任技術者は、排水設備工事に関する業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、下水道管理者の要求があったときは、提示しなければならない。
- 4 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 責任技術者は、責任技術者証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに、指定市町等を経由して会長に申請し、再交付を受けなければならない。
- 6 責任技術者は、第17条の規定により登録の取り消しを受けたときは、遅滞なく責任技術者証を指定市町等を経由して会長に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。

(兼業禁止)

- 第15条 責任技術者は、所属する指定工事店の責任技術者とそれ以外の指定工事店の責任技術者を兼ねることができない。

(変更の届出)

- 第16条 責任技術者は、届出の内容に変更があったときは、直ちに、責任技術者届出事項変更届を指定市町等を経由して、会長に提出しなければならない。

(登録の取り消し又は一時停止)

- 第17条 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者の登録を取り消し、又は一定期間登録の効力を一時停止することができる。
- (1) 第9条第1項又は第2項の規定により試験の合格の取消しがあったとき。
- (2) 更新講習を受講しなかったとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) この規程に違反したとき。
- (5) 業務に関し、不誠実な行為又は条例、規則、規程等に違反する行為があるなど、下水道管理者が責任技術者として不相当と認めたとき。
- (6) 責任技術者が、社会的信用を失墜するような行為を犯し、それより刑事処分を受けたとき。
- (7) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。
- 2 前項により登録を取り消し又は一時停止したときは、その都度、その旨を資格者に指定市町等を経由して通知しなければならない。

- 3 前項の規定により登録の取り消し又は一時停止を通知された者は、その措置について異議がある場合は、当該通知を受理した日以後、2週間以内に異議の申立を行うことができる。
- 4 会長は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、試験運営委員会に諮り、対応を決定し、その結果を申立人に通知しなければならない。

(通知義務)

- 第18条 下水道管理者は、前条第1項第3号から第6号の事実があったとき、又は判明したときは、直ちに会長に責任技術者登録取消等報告書を提出しなければならない。
- 2 下水道管理者は、前項の報告を行うにあたっては、当該責任技術者に事情聴取を行い、その内容を報告書に付記するものとする。ただし、止むを得ない事情により事情聴取が行えない場合は、その旨を報告書に付記するものとする。
  - 3 責任技術者は、前条第1項第3号及び第6号の事実があったときは、直ちに会長に責任技術者取消等届出書を提出しなければならない。責任技術者がこの提出を怠った場合には、会長は責任技術者に対して処分を与えるものとする。

#### 第4章 責任技術者の登録更新

(登録更新)

- 第19条 責任技術者は、登録期間満了後、引続き登録を受けようとするときは、第25条に規定する登録の更新方法に基づいて、あらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。
- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、更新講習を受けなければならない。

(更新講習)

第20条 更新講習は、会長が定めた日に実施する。

(更新講習の受講)

- 第21条 更新講習を受講しようとする責任技術者は、会長が定めた期日までに、下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を指定市町等に提出しなければならない。
- 2 指定市町等は、受講申込書の提出を受けた場合は、当該受講申込書を取りまとめて、会長が定める期日までに会長に送付する。
  - 3 会長は、受講申込書の送付を受けた場合は、速やかに、更新講習の受講申込者に受講票を送付する。
  - 4 特別の理由により更新講習を受講することができない責任技術者は、受講できない理由を証する書類を添えて、事前に、指定市町等を経由して会長に届出なければならない。ただし、緊急かつ止むを得ない理由による場合は、事後において、直ちに届出なければならない。

5 会長は、前項の届出を受理した場合は、更新講習を受講できない責任技術者に対し、別途に更新講習に相当する講習を行い救済措置を施すことができる。

(更新講習の実施)

第22条 会長は、更新講習の実施に必要な事項は、別に定める。

(更新講習運営委員会の設置)

第23条 会長は、更新講習の円滑な実施を図るため、協会内に更新講習運営委員会を設置する。

更新運営委員会の構成、業務、運営等については別に定める。

(修了者名簿の作成)

第24条 会長は、更新講習終了後、修了者名簿を作成して、指定市町等に送付する。

(登録の更新方法及びその期間)

第25条 更新講習の修了者は、指定市町等を経由し、会長の定める日までに責任技術者登録更新申請書に写真2枚と住民票を添えて会長に提出しなければならない。

2 指定市町等は、登録更新の申請があったときは、修了者名簿の登載者であることを確認の上、会長に送付する。

3 会長は、責任技術者証を作成し、既交付の責任技術者証と交換により交付する。

4 登録更新による登録期間は、更新講習修了の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。

## 第5章 雑 則

(手数料)

第26条 会長は、次の各号の一に該当する者から、別表に定める手数料を徴収する。

(1) 責任技術者試験の受験講習を受けようとする者

(2) 責任技術者の登録更新講習を受けようとする者

(3) 責任技術者試験を受けようとする者

(4) 責任技術者証の再交付を受けようとする者

2 一旦納入された手数料は、理由のいかんにかかわらず還付しない。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年5月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に市町村において排水設備工事に関し、設計及び施工監理等の業務を担当する者として登録されている者は、別途実施する責任技術者継承試験を受験し、合格した者をこの規程による責任技術者とみなす。ただし、登録の手続き、有効期間及び手数料は、この規程の定めるところによる。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
ただし第17条及び第18条の規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。  
ただし第26条の規程に係る別表については、平成22年4月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に日本下水道協会福井県支部長により、責任技術者の登録が行われ、責任技術者証の交付を受けている者は、その登録の有効期間内はこの規程による責任技術者とみなす。

- 1 この規程は、平成25年4月22日から施行する。

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

区分	手数料	金額
(1) 受験講習を受けようとする者	責任技術者受験講習手数料	2,000円
(2) 登録更新講習を受けようとする者	責任技術者更新講習手数料	1,800円
(3) 責任技術者試験を受けようとする者	責任技術者試験手数料	5,000円
(4) 資格認定証の再交付を受けようとする者	資格認定証再交付手数料	1,000円